



医療用ウィッグと乳房補整具の 購入費用を助成します

がん治療による外見の変化をカバーするための医療用ウィッグ、乳房補整具の購入費用の一部を助成します。詳細は市ホームページを確認してください。

▶対象者(次のいずれにも該当する人)

- ・申請日および購入日時点で本市に住民票がある人
- ・がん治療による脱毛・乳房切除で、医療用ウィッグ、乳房補整具を購入した人
- ・市税の滞納がない人

※4月1日以降に購入するものが対象です。

▶問い合わせ

健康増進課 ☎0287(63)1100



新型コロナウイルス感染症 対策取組認証制度



新型コロナウイルス感染症対策に意欲的な旅館・ホテルの取り組みを、市が認証しています。今回新たに次の事業所をプレミアムクラスに認証しました。現在30件の宿泊施設が認証を受けています。

山口屋旅館

亀の井ホテル塩原

ホテルニューもみぢ

伊東園ホテル塩原

塩原温泉 八苅荘

湯つたりの宿 松楓楼 松屋

加登屋旅館

△塩原703

△塩原1256

△塩原1074

△塩原2196-4

△塩原2441

△塩原168

△板室859

▶問い合わせ(4月からは健康増進課)

新型コロナウイルス感染症対策室

☎0287(62)7197



帯状疱疹予防接種費用の 一部を助成します

市では、50歳以上の市民を対象に帯状疱疹予防接種費用の一部を助成します。

▶対象者 4月1日以降に接種する50歳以上の市民

※接種日に本市に住民票がある必要があります。

▶対象ワクチン

- ・生ワクチン「ビケン」
- ・不活化ワクチン「シングリックス」

▶助成回数 生ワクチン1回、不活化ワクチン2回まで

※いずれか一方のみ対象。

▶助成金額 接種1回当たり4,000円

▶問い合わせ

健康増進課 ☎0287(63)1100



「3・1・2弁当箱法」で お弁当から健康に！

「3・1・2弁当箱法」とは、その人に合った1食の適量を身近な弁当箱を目安にして、その中に主食・主菜・副菜を3・1・2の割合につめるバランス良い食事づくり法のことです。詳細は市ホームページを確認してください。

〈ポイント〉

- ①食べる人にとって、ぴったりサイズの弁当箱を選ぶ
- ②動かないようにしっかりつめる
- ③主食3・主菜1・副菜2の割合に料理をつめる
- ④いろいろな調理法(油脂を多く使った料理は1品のみ)のおかずを組み合わせる

▶問い合わせ

健康増進課 ☎0287(63)1100



新型コロナウイルス感染症対策

▶問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎0287(62)7197
※4月からは健康増進課(黒磯幸町8-10) 電話番号変更なし。

新型コロナウイルスワクチン接種

現在実施している本市の新型コロナウイルスワクチン接種は、3月末で終了します。

4月以降の接種は、国の方針に基づいて具体的な実施方法を調整中です。内容が決まったら、改めて市ホームページやみるメールなどでお知らせします。



市ホームページ



みるメール

現在決定している国の方針

- ・接種期間は令和6年3月31日まで延長
- ・接種費用は無料
- ・65歳以上、基礎疾患患者、医療従事者などは、2回(5~8月に1回、9月以降に1回)接種が望ましい。それ以外の人は、9月以降に1回
- ・5歳~11歳の3回目以降の接種はオミクロン株対応2価ワクチンで接種
- ・6カ月~4歳の初回接種(1・2・3回)は、引き続き継続

3月13日からマスク着用の考え方が見直されました

【基本的事項】

国や市などの行政がマスク着用の有無を一律に定めません。今後マスク着用の有無は、個人の判断に委ねられることになります

【マスク着用が効果的な場面(一例)】

- ・医療機関を受診するとき
- ・医療機関や高齢者施設を訪問するとき
- ・混雑した電車やバスに乗車するとき

【その他】

マスク着用が見直された後でも、引き続き「三密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「換気」などの基本的な感染対策をお願いします

<p>着用は個人の判断</p>	<p>三密回避・距離の確保</p>
<p>手洗いなどの手指衛生</p>	<p>定期的な換気</p> <p>※できれば2カ所の窓を開ける。</p>

マスク着用の有無を理由とした差別をなくしましょう

本市には、新型コロナウイルス感染症に関する市民などの人権を擁護するため、市、市民および事業者の責任と義務を定めた「新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例」があります。

マスク着用の見直しが行われた今、それぞれの責任を再確認して、全ての市民が互いに尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を実現させましょう。

新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例

第3条(基本理念)

何人も、感染症に係る市民等の人権を最大限に尊重し、感染症に関することを理由として、不当な差別、偏見、中傷などの人権の侵害をしてはならない。

条例のイメージ

